

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）367条及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）134条1項の規定に基づく固定資産税減免一部許可決定並びに法702条の8第7項及び条例188条の30の規定に基づく都市計画税減免一部許可決定のうち減免が認められなかった部分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年5月10日付けで行った平成27年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）減免一部許可決定（内容は別紙1処分目録2記載のとおり。以下「本件減免一部許可決定」という。）のうち減免が認められなかった部分（第1期分について減免申請を拒否した部分。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求め、さらに、処分庁に対して、申請どおりの減免許可決定を行うことを命じることを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不

当性を主張している。

平成27年1月に、本件土地上に特別養護老人ホームを新築し、同年4月より運営を開始した。平成27年6月25日、処分庁から減免申請書の様式が届いた際に、処分庁の職員に対し、平成27年度第1期納期限（平成27年6月30日。以下「第1期納期限」という。）に係る分からの減免を希望し、減免申請書の提出期限について確認したところ、当該職員から「特に提出期限はなく、急いでいない。書類が揃い次第提出すればよい。」との回答を得たため、同年7月7日に本件申請書を提出した。その後、平成28年4月11日に、請求人の担当者が減免手続状況について電話確認したところ、「本件申請書の提出が第1期納期限を過ぎていたので、減免は認められない。」旨の回答を得た。

請求人においても根拠条例の確認が不十分であったとはいえ、本件申請書の提出が、第1期納期限を過ぎたのは、処分庁の職員の指導内容が十分ではなく、請求人に誤解を与えたことが原因であると考えられる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月 1日	諮問
平成29年 1月17日	審議（第5回第2部会）
平成29年 2月10日	審議（第6回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 減免規定について

法367条によれば、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができることとされ、法702条の8第7項によれば、同条1項前段の規定により都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が法367条の規定によって固定資産税を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても、当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとしてされている。

これらの規定を受けて、条例134条1項は、「規則で定める固定資産」(4号)に該当する固定資産であって、知事において必要があると認めるものに対する固定資産税の納税者に対しては、当該固定資産税を減免することと規定し、同条2項によれば、同条1項の規定は、当該年度分の税額のうち、次項の申請があった後初めて到来する納期限に係る分からこれを適用すると規定している。

また、条例施行規則(昭和25年東京都規則第126号。以下「規則」という。)31条2項によれば、条例134条1項4号に規定する規則で定める固定資産は、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受ける者が所有する固定資産、賦課期日後に相続税法の規定により租税に代わり物納された固定資産その

他特別の事情があると知事が認める固定資産とすることとされており、規則 31 条 3 項によれば、同条 2 項に規定する固定資産に対する固定資産税の減免は、当該事情を考慮して知事の認めるところにより減免することとされている。

さらに、条例 134 条 1 項 4 号及び規則 31 条 2 項の規定に基づいて定められた減免通達により、上記「特別の事情があると知事が認める固定資産」に該当するものとして、賦課期日経過後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について減免の措置が取られており、当該固定資産のうち減免の対象とすべき範囲の詳細、減免の割合は納付すべき税額の 10 割とすること等が定められており、その具体的な事務の取扱いについては、事務提要により定められている。

そして、条例 188 条の 30 によれば、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、知事において特別の事情があると認める場合を除き、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとするとしているから、都市計画税においても、固定資産税におけると同様の事由、割合、手続等により減免がなされることとなる。

## (2) 納期について

法 362 条によれば、固定資産税の納期は、4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、当該市町村の条例で定めるとされ、ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとされている。

これを受けて、条例 129 条 1 項は、固定資産税の納期について定めており、第 1 期は「6 月 1 日から同月 30 日まで」、第 2 期は「9 月 1 日から同月 30 日まで」、第 3 期は「12 月 1 日から同月 27 日まで」、第 4 期は「2 月 1 日から同月末日

まで」とされている（なお、条例 188 条の 29 により都市計画税についても同様。）。

(3) 納税通知書等の発付に係る事務処理について

「平成 27 年度固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の定期課税に係る事務処理について（通達）」（平成 27 年 2 月 18 日付 26 主資固第 183 号主税局資産税部長通達）第 7・1・(1)によれば、納税通知書等は、専用封筒に、チラシ等とともに封入封緘の上、発付することとされている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、本件申請があった後初めて到来する固定資産税の納期限が第 2 期納期限であったことから、本件賦課処分で決定した平成 27 年度分の税額のうち、第 2 期納期限に係る分から固定資産税等の減免を行う旨決定した上で、本件減免一部許可決定（本件処分を含む）を行ったことが認められる。

なお、処分庁は、本件土地の全てについて減免対象資産に該当するとしているが、本件家屋のうち、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム（別紙 8 事務提要第 2 章第 1 1 節第 3・4(3)ケ(ア) a）、社会福祉法人が実施する老人デイサービス事業及び老人短期入所事業（同 d）及び社会福祉法人が経営する保育所（同 e）の用に供された部分については減免対象資産に該当するものの、公益を目的とする事業である居宅支援の用に供されている部分については、減免対象資産には該当しない（なお、法 348 条 2 項 10 号の 7 参照）ことから、本件土地については、本件家屋の減免部分に対応する敷地についてのみ減免されるべきところ（別紙 8 事務提要第 2 章第 1 1 節第 4・3(2)参照）、本件土地の全部を減免対象資産と認定した処分庁の認定には誤りがあることが認められるが、本件減免一部許可決定に係る減免額は、当該誤りのため本来認定すべき減免額を上回っており、誤りがあること

が請求人に有利に働いているから、仮に裁決により、本件減免一部許可決定の当該誤りを正すとすれば、不利益変更禁止（行政不服審査法48条）の法理に違背するものとして許されないこととなる。もっとも、本件審査請求は、本件減免一部許可決定のうち、減免が認められなかった部分（本件処分）のみを対象とするものであるから、もとより当該認定の誤りをもって、本件処分に違法又は不当な点があるとする事はできない。

以上により、本件処分は結論において妥当なものと認められる。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、処分庁の職員の指導が不十分であり、請求人に誤解を与えたため、本件申請書の提出が第1期納期限を過ぎてしまい、第1期納期限に係る分について減免を受けられなかったと主張する。

しかし、処分庁の職員が、減免申請書の提出期限に係る質問について、「特に提出期限はなく、急いでいない。書類が揃い次第提出すればよい。」という発言をしたことを裏付ける証拠は提出されていない。のみならず、固定資産税等の減免について、法の規定は「条例の定めるところにより」これを行うこととしており、それについて定める条例134条は2項において、減免について「当該年度分の税額のうち、次項の申請があった後初めて到来する納期分に係る分からこれを適用する。」と明らかに規定し、また、下記のようにチラシにも納期限前の申請書提出を要することを下線を施して注意喚起しているなど、減免制度について、この事は基本的事項であると理解されるから、固定資産税の課税事務について経験を積んでいる職員から当該発言があったとはにわかには措信しがたい。

一方で、処分庁は、平成27年6月1日に、本件納税通知書及びチラシを請求人に送付しており、納税通知書には、第1期分から第4期分までの納期限がそれぞれ記載され、チラシには、「減

免を受けようとする方は、原則として納期限までに都税事務所に、必要書類を添付して減免申請書を提出する必要があります。」

(チラシの2・(6))と明記されていたことからすれば、減免申請書の提出期限について請求人への周知が不十分であったとは認め難く、本件処分を違法又は不当とまで評価することはできない。

よって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし8 (略)